

平成27年度第5回 小高区地域協議会会議録

- 1 日時：平成27年10月29日（木）
午後1時30分～午後2時41分
2 場所：浮舟文化会館 第1研修室

・ 小高区地域協議会委員数：15人、当日出席委員：9人（欠席委員6人）

【出席委員名】

山澤 征、 林 勝典、 小林 正幸、 小林 友子、
齋藤 幸子、 伊藤 勇、 白髭 幸雄、 中村 眞木、
後藤 素子

（説明職員等）

小高区総括参事兼地域振興課長	松本 実
同課振興係長	大井 真澄
同課振興係主査	村井 洋幸（書記）
復興企画部長	安部 克己
同部次長兼企画課長	植松 宏行
同課課長補佐兼企画係長	涌井 秀之
同課企画係主査	吉川 敢
市民生活部文化スポーツ課長	森本 真治

【開会前】

（事務局）

開会前に、事前配付しております『第4回 会議録』について、修正等を要する箇所があれば、本日の会議終了後、事務局までお申し出願います。

事務局からは以上です。

1. 開 会

○課長

こんにちは。本日の欠席委員は、玉川委員、宝槻委員、林靖委員、阿部委員、佐藤委員、渡部委員です。なお、後藤委員より延刻の連絡を受けています。

協議書10(2)により、現在8人の出席ということで、過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、はじめに、委嘱状の交付を行います。

平成27年8月31日付けで堀内行信委員から辞職願があり、これを受理したことに伴い、小高商工会より新たに小林正幸様のご推薦を受け選任いたしましたので、委嘱状を交付するものです。

2. 委嘱状の交付

(小高区役所長より小林正幸様へ委嘱状を交付)

○課長

次に、山澤会長からご挨拶をお願いいたします。

3. 会長挨拶

(山澤会長あいさつ)

○課長

次に、議事に移ります。協議書10(1)により、会議の進行は、会長が行うこととなります。山澤会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

4. 議事

(1) 副会長の選出

○会長

それでは、議事に入ります。最初に、『副会長の選出』を議題といたします。

副会長の選出については、協議書11(2)により、委員の互選により推薦することとなっておりますので、委員の皆様からのご発言をお願いいたします。

(小林正幸委員を推薦する声あり)

○会長

小林正幸委員というご発言がありましたが、小林委員を推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

ご異議ないようですので、副会長については、小林委員を推薦することに決定いたしました。

ここで、小高区役所長の発言をお願いいたします。

○小高区役所長

ただいま地域協議会委員の皆様から推薦のありました、小林正幸委員を小高区地域協議会副会長に選任させていただきます。

(2) 会議録署名人の指名

○会長

それでは、次に、『会議録署名人の選出』を議題といたします。

会議録署名人として、小林 正幸 委員、林 勝典 委員の2名を指名いたします。

(3) 諮問事項

○会長

次に諮問事項①『南相馬市国土利用計画（第2次）（案）について』を議題といたします。

担当課の説明に入ります前に、小高区役所長から市長諮問書の提出があります。

（小高区役所長が諮問を朗読し、山澤会長へ諮問書を提出）

○会長

それでは、担当課の説明をお願いします。

○復興企画部次長企画課長（以下、復興企画部次長と記載）

（資料により説明）

○会長

それでは、ただいまの説明について質問があれば、お願いいたします。

○白髭委員

質問よりも意見となりますが、参考資料の中にあつたもので「市民に向けた放射線防護対策」というものが建前のものにしか感じません。放射線に対する基礎知識をお知らせするというが、それが防護対策につながっていない。

今でも民家で草や家庭内の燃えるごみを燃やしている所をよく目にするが、燃やすという事は灰の中に放射性物質が凄いい濃度で濃縮されることを意味します。

行政はこれに対する指導や対応策を取ることが防護対策だと思います。

他にも、風の強い日にはマスクを着用する必要があると市民に伝えなければなりません。

私から皆さんに配った資料に目を通してほしいのですが、これは原発内での震災前と現在における汚染レベルを測った比較資料です。

南相馬市だけでなく国にも言いたいことなのですが、スクリーニングレベル、つまり汚染管理基準が緊急時の40ベクレル（毎分13,000カウント）のまま管理しているのです。

震災前は、放射線電離則に定めている4ベクレルで管理していました。震災後は原発災害によって放射線が空気中に放出されたので一時は毎分10万カウントまで上げましたが、半年後は法律上の緊急時に戻されました。

しかし、行政は緊急時のスクリーニングレベルを解除しないまま住民の帰還支援を行っていることがおかしいと思います。

40ベクレルは原子力発電所の管理区域というC区域です。これは全面マ

スクを着用して作業しなければならない状況を意味しています。

今、東京電力の福島第一原子力発電所では4ベクレルで管理しています。

いつまでも、国からの緊急時汚染管理基準で管理するのではなく、南相馬市独自で4ベクレルで管理しないといけないと思います。

以上のことから、資料に書かれている放射線防護対策としては、言葉だけで安心させるのが防護対策ではないと思われます。また、この事を今すぐにも国に要望してもらいたいです。質問ではなく意見として申し上げました。

○復興企画部次長

貴重なご意見をありがとうございました。放射線防護対策は外部被曝だけでなく、内部被曝に関しましてもボディーカウンターを活用し、市民の皆さんに健康被害対策を行っています。また、各学習センターにおきまして農産物の放射線量を計測して地域の安心に役立てております。

しかし、先程のご意見にもありましたように不十分な点もまだまだございます。これらは各担当課にも伝えながら、対策を講じたいと思います。

今後の冊子作成や業務の活動の中で、ご意見いただいたことが反映できる取り組みを検討していきたいと思っております。

○会長

ほかに、質問ございませんか。

○林委員

参考資料7の11ページに書かれてある事業規模の目標数字の中に、農用地等がありますが、農用地の面積の中に耕作放棄したものが2割程度含まれていると思われます。これを除外しないままに経済的指標の計算をした場合に今後の政策に狂いが出てくると思います。

理由としましては、現在復興事業の一環として草刈等をやっているのですが、耕作放棄した土地にはかなり草が生い茂っていて農業の再開不可能な状態になっているのが2割程度あります。

南相馬市全体として、農用地がどれぐらい耕作可能地であるかを把握して経済資料に掲載していただかないと、これからの復興計画の数値に狂いが生じると思い、調査をお願いしたいところです。

○復興企画部次長

震災前（平成22年度）の南相馬市における農用地は、約8,400ヘクタールございました。この中で、津波等で流失した土地面積が2,722ヘクタールです。約3分の1が被害に遭いました。

これらの冠水した土地のうち、20キロ圏外の土地につきましては、圃場整備事業と併行して原形復旧に努めております。

20キロ圏内の土地は、福島県の指針としまして、復旧を目標にしながら土地調査と調整を行っていきます。

20キロ圏外の圃場で、津波被害を受けておらず作付けも可能なのが3,000ヘクタールですが、その内700ヘクタールしか耕作できていない状況です。その中で、販売米を作っている所が100ヘクタールで、残り600ヘクタールが飼料米を作付けしている状況です。まだまだ風評被害等で販売米の耕作に至れないというのが現状です。

20キロ圏内の農用地の活用についても同様で、いかに小高区が風評被害を克服して、健全な農業の再生をしていくかを課題としています。

今後の耕作放棄地の問題も含めまして、農業行政として、農業再生プランの策定を進めております。

その中で、耕作放棄地を含めた土地面積も出されると思いますし、明確な方策も出されてくると思います。

○林委員

水田については私達も把握しています。私が知りたいのは畑の面積です。かなりの数の畑が放棄され、荒れて、原野となっています。

そして、土地面積云々よりも心配なのが、この地区の農家は、本業として農業をやっているのではなく、兼業で農業をやっている世帯が多いことです。特に家族構成の中で農業を営んでいたのが、お爺ちゃんやお婆ちゃんといった高齢者世代が中心で、それ以外の家族は、土日の休日を利用して農業を支えてきました。

その農業を支えてきた世帯が、震災でいなくなってしまう、今後、農業を再開してくれるのかどうか、本当に農用地の運用が可能なのかという事が大きな問題となっています。

農業再生プランでは、どのように農業従事者を確保していくのかが、一番重要になってくると思うので、それを踏まえた対応をお願いします。

○復興企画部次長

全く、林委員のご指摘のとおりでございます。単純に農地の復旧だけをして、南相馬市の農業再生には繋がらないと思います。後世を絶やさずに未来の農業の担い手をどのようにして確保していくのかを考えております。

市でも重要問題と考えているので、後継者育成の為に農業の人材育成講座を今年から開催しております。それと併せて、耕作放棄地の再生を進めて農業再生プランを策定していきます。

一番は、耕作してくれる未来の担い手の問題と考えています。

○林委員

今、私たちの間でも、使われていない農用地を整備しようか、どうしようかと、一番考えていますが、中々話がまとまらない状況です。

何故かといいますと、「もう自分たち（農業を支えてきた高齢者世代）は農業を辞めたつもりでいるのに、何でもう一度農業を始めなきゃならないんだ」というのが意見の中にかかなりありました。

もう一度始めるにしても、今度は、農業にかかる諸経費が一番重く掛かることとなります。事業費は国で持ってくれるから良いかもしれませんが、諸経費は各世帯が負担することで農業の再開に抵抗を感じている人が多いです。しかし、諸経費を負担しなければ農用地の維持は難しいだろうとも考えています。

あとは、農業事業を展開していく中で、担い手がいないと駄目だ、認定農業者がいないと駄目だと条件が付いてきます。

ただ、条件だけを述べたとしても認定農業者も担い手もないのが事実です。独自にアンケートを取った結果で、小高区へ戻ってもう一度農業をしたいと答えたのが10人を切りました。自分たちで農業を始めたいのではなく、要は、土地を貸したい、売りたいですから、農業を再生するためには一番何が必要なのかが大きな問題となってきます。

○会長

皆さん他に何かあればお願いします。

(なしの声あり)

○会長

それでは、お諮りいたします。

諮問事項①『南相馬市国土利用計画（第2次）（案）について』は、原案妥当と答申することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○会長

異議ありませんでしたので、諮問事項①については、原案妥当と答申することに決定いたしました。

ここで、答申の提出をいたします。

(山澤会長が答申を朗読し、小高区役所長へ答申書提出)

○会長

暫時、休憩とします。

(14:23～14:32 休憩)

○会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(4) 報告事項

○会長

次に、報告事項①『パークゴルフ場整備について』を議題といたします。
担当課の説明をお願いします。

○文化スポーツ課長

(資料により説明)

○会長

それでは、ただいまの説明について質問があれば、お願いいたします。

○林委員

ゴルフ場でもし天候が悪くなった場合におきまして、雷とかを心配しなくても大丈夫なのでしょうか。他にも雨が降ってきた場合に対しての対処やその避難場所等も明確に教えてほしいです。

○文化スポーツ課長

雨天時等の場合におきましては、管理棟まわりに、雨風を凌げるような軒を設置することを予定しており、収容人数は150人程度が入れるような設計にする予定です。

○会長

避雷針とかは設置する予定ではあるのか。

○文化スポーツ課長

管理棟の方には設置する予定ではあります。

○会長

ゴルフをプレイ中の人の避難場所はどうするのか。

○文化スポーツ課長

プレイしている人に対しての避難場所は、管理棟と休憩所の二か所が該当します。

○小林(正)委員

利用する客層的に高齢者世代が多いと思われませんが、施設に訪れる高齢者に優しい交通整備や道路づくりに関する対策など、交通事故を防ぐような対策をお願いします。

○文化スポーツ課長

多くの高齢者が利用すると考えており、交通整備に対する対策には十分に

対応していきたいと思っております。信号の設置につきましても、利用する人数を検討していく中で考えていきたいと思っております。

(5) その他

○会長

次に、その他①『次回地域協議会の日程について』を議題といたします。
事務局からの説明をお願いいたします。

○振興係長

次回開催します地域協議会の日程につきましては、11月16日(月)午後1時30分から、こちら浮舟文化会館 第1研修室の方で開催したいと思しますのでよろしくお願ひします。以上でございます。

○会長

その他、各委員、事務局から何かございませんか。
(『なし』の声あり。)

○会長

それでは、以上をもって、本日の会議を終了いたします。

4. 閉 会 (午後2時41分)

以上のとおり相違ありません。

会 長 山 澤 征

会議録署名人 小 林 正 幸

会議録署名人 林 勝 典